

裁量ペナルティー ガイドライン

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲はゼロ点（ペナルティなし）からDSQ（失格）までです。ペナルティーは、このガイドラインに沿って決定されます。
2. 但し、違反が故意であった場合には、プロテスト委員会は規則2（公正な帆走）に基づくペナルティー（DSQまたはDNE）を考慮します。
3. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。
4. ペナルティー決定の出発点は、表1と表2に与えられています。表1には、具体的な規則違反に対するバンドが示されています。表2は、表1に挙げられていない規則違反に対するバンドを決める際に用いられます。表1にバンドの範囲が示されている場合には、その範囲の中でバンドを決める際にも表2が用いられます。
5. ペナルティーは次の4つのバンドに分けられます。
 - バンド1: 00-10% (中点 5%)
 - バンド2: 10-30% (中点 20%)
 - バンド3: 30-70% (中点 50%)
 - バンド4: DSQ / DNE
6. まず、表1と表2を用いて、どのバンドに相当するかを決定します。決定したバンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、バンド内でのペナルティーの増減やバンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。
7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。
 - (a) 違反は偶発的であったか。
 - (b) 違反せざるを得ない事情やもっともな理由があったか。
 - (c) 競技者や支援者は、違反を自らプロテスト委員会に申し出たか。
 - (d) その艇の乗員や支援者以外の者が、その違反に寄与したか。
8. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
 - (a) 違反は繰り返されたか。
 - (b) 違反は、判断ミスや不注意でなく、意図的であったか。
 - (c) 競技者や支援者は、違反を隠そうとしたか。
 - (d) 誰かに迷惑をかけたか。

9. プロテスト委員会は、7と8以外のことを考慮してペナルティーを増減することがあります。
10. ペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
 - (a) 得点はDNEないしDSQの得点より悪くはない。
 - (b) パーセンテージペナルティーは、小数点以下第1位を四捨五入する。
 - (c) 違反が艇の性能に影響した場合、影響したその日の全てのレースにペナルティーが課される（ただし、有効な抗議がなされたレースに限る）。
 - (d) 違反が艇の性能に影響していない場合、規則64.1に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。
11. 裁量ペナルティーを適用する場合の判決文には、以下のような記述が含まれます。
 - (a) 「裁量ペナルティーガイドラインに基づき、出発点を××と決定した。」
 - (b) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン××に基づき、ペナルティーを軽減した。」
または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
 - (c) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン××に基づき、ペナルティーを加重した。」
または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」

表1 規則違反と対応するバンド

公示2	広告		
指示21		艇または運営艇に影響を与えていない	1
		艇または運営艇に影響を与えた	2-4
		違反した後に指導に従わなかった	4
公示9	公示9計測 指示20装備と計測のチェック		
指示20		正当な理由があり、帆走に影響を及ぼさなかった。	1
		正当な理由があったが、帆走に影響を及ぼした	3
		正当な理由なく求められた手続きを行わなかった	4
公示15	支援艇		
指示23	公示15.1	帆走指示書、レース公示に従わなかった	1-2
規則64.4	~15.3	違反した後に指導に従わなかった	3-4
	指示23.1		
	~23.9		
規則64.4(a)の場合：支援者（複数の場合も有る）と、乗艇していた支援艇に課す。 バンド1：翌日の出艇許可、但し定められた場所で錨泊。支援者には警告。 バンド2-3：翌日の出艇禁止。支援者には警告。 バンド4：大会終了まで出艇禁止に加え、代表者をJSAFへ報告。 規則64.4(b)(1)の場合、競技上有利になった可能性のある全艇に課す。 規則64.4(b)(2)の場合、関連するチームの全艇に課す。			
公示16	バースと艇の移動制限		
		正当な理由があり、大会運営に影響を及ぼさなかった。	1
		正当な理由があったが、大会運営に影響を及ぼした	3
		正当な理由なく指示に従わなかった	4
公示17	無線通信		
指示25		正当な理由があり、帆走に影響を及ぼさなかった。	1
		正当な理由があったが、帆走に影響を及ぼした	3
		正当な理由なく指示に従わなかった	4
公示21	健康管理		
指示29		正当な理由があり、レース運営に影響を及ぼさなかった。	1
		正当な理由があったが、レース運営に影響を及ぼした	3
		正当な理由なく求められた手続きを行わなかった	4
公示23	その他		
指示30		違反したが速やかに適切な処置をした	1
		違反した状態が継続した、繰り返し違反した。	2-4

指示4	陸上で発する信号(D旗掲揚前の離岸)		
	4.2	正当な理由があり、レース運営に影響を及ぼさなかった。	1
		正当な理由があったが、レース運営に影響を及ぼした	3
		正当な理由なく指導に従わなかった	4
指示6	カラーリボンの取り付け		
	6.2 iii)	正当な理由があり、レース運営に影響を及ぼさなかった。	1
	6.3 iii)	正当な理由があったが、レース運営に影響を及ぼした	3
		正当な理由なく求められた手続きを行わなかった	4
指示11	スタート・エリアの回避		
	11.3	艇または運営艇に影響を与えていない	1
		艇または運営艇に影響を与えた	2-4
		違反した後に指導に従わなかった、レース中の艇を妨害した(規則24.1違反)	4
指示18	安全規定		
	18.2	レース運営及び大会事務に影響を与えていない	1
	~18.4	レース運営及び大会事務に影響を与えた	2
		繰り返し違反した。	3-4
指示19	乗員の交代		
	19.1	正当な理由があり、レース運営に影響を及ぼさなかった。	1
		正当な理由があったが、レース運営に影響を及ぼした	3-4
		正当な理由なく求められた手続きを行わなかった	4
指示19	装備の交換		
	19.2	海上で交換し、陸上で最初の妥当な機会に一連の手続きを行ったが、結果的に承諾が得られなかった	3
		海上で交換し、陸上で最初の妥当な機会に定められた手続きを行わなかった	3-4
		もっともな理由なく、定められた手続きに従わず装備を交換した	4

表2 ペナルティーを決定するための一般的質問

危険を及ぼす可能性があったか？	
及ぼさなかった。可能性も無かった。	1
及ぼす可能性はあったが、及ぼさなかった、または及ぼしたか否か明らかではない。	2-3
及ぼした。	4
艇は、競技上の有利を得なかったことを証明できたか？	
有利を得る可能性も無かった。	1
有利を得る可能性はあったが、得なかった、または得たか否か明らかではない。	2-3
有利を得た。	4
スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか？	
無い。	1
懸念されるが、確かではない。	2-3
ある。(プロテスト委員会は規則69に基づく審問招集を検討する。)	4
損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？	
無かった。	1
可能性はあったが、引き起こさなかった。	2-3
引き起こした。	4

2020年12月
プロテスト委員長